

税 理 士 法 人 和
社 会 保 険 労 務 士 法 人 和
一 般 社 団 法 人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-9 MG 大手前ビル 6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-16 明和ビル 4F

Tel 03-6257-3915 Fax 03-6257-3916

May, 2018

なごみ便り

www.101dog.co.jp

新緑のみぎりでございますが、お変わりなくお過ごしでしょうか。

さて、近畿2府4県では平成30年度から個人住民税の特別徴収が徹底されることとなりました。そこで今回は、個人住民税についてまとめました。

個人住民税とは

そもそも個人住民税とは、都道府県民税と市町村民税を併せた地方税のことです。

その年1月1日の時点で住民票を有する市町村・都道府県において前年の所得に対して課税されます。住民税を徴収する目的は、地方自治体による教育、福祉、防災、ゴミ処理などの行政サービスを行うための資金確保であり、一定額以上の収入がある人に、その額に応じて税負担を課するという特徴があります。

納める方法

個人住民税を納める方法は普通徴収と特別徴収の2種類があります。

どのような場合にどちらの方法で納めるのかをまとめました。

普通徴収

- ・納付方法 : 納税通知書が個人宛に届き、個人が自身で一括又は年4回に分けて納付します。
- ・主な対象者 : 事業所得者や公的年金の受給者など

特別徴収

- ・納付方法 : 5月中に6月から翌年5月分までの納税通知書が事業者宛に届き、
給与を支払っている事業者が毎月の給与から従業員の個人住民税を控除し、
翌月10日までに納めます。

ex.) 6月分の個人住民税を6月の給与から控除

⇒7月10日までに納付

- ・主な対象者 : 給与所得者 (※)

※給与所得者でも一定の場合(乙欄適用者など。詳細は後述)は普通徴収とすることができます。

特別徴収の徹底化

冒頭でもご紹介させていただきましたが、近畿2府4県では特別徴収が徹底されることとなり、給与所得者の普通徴収（納税義務者本人による納付）での納付は原則認められないこととなりました。

給与を支払っている事業者の方には、次に掲げる要件に該当する従業員の方について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

- ①前年中に給与の支払を受けている
- ②4月1日において給与の支払を受けている

ただし、次に掲げる要件に該当する従業員の方については、普通徴収とすることができます。

- ・退職された方または給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の方
- ・給与が少なく、個人住民税を徴収しきれない方（休職中で給与がない場合も含む）
- ・給与の支払期間が不定期な方（例えば給与の支払が毎月ではない等）
- ・他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄適用者）

※※退職者の取り扱いについて※※

◇6月1日から12月31日までの退職等の場合

…従業員（退職者）から**申出がある場合**、最後の給与又は退職手当等の支払の際に一括して徴収（申出がない場合は、退職者自身が納める）

◇1月1日から4月30日までの退職等の場合

…原則、従業員（退職者）の**意思にかかわらず**、最後の給与又は退職手当等の支払の際に一括して徴収

上記のいずれの場合も、給与所得者異動届出書に未徴収税額の徴収方法等を記入して提出する必要があります。

納期の特例について

なお、従業員の方が常時10人未満の事業所等の場合、申請により年12回の納期を年2回とする住民税の納期の特例制度があります。

- a) 6月から11月までの住民税 ⇒ 12月10日までに納付
- b) 12月から翌年5月までの住民税 ⇒ 6月10日までに納付

ただし、源泉所得税の納期の特例と納付時期がずれている（源泉所得税の場合、7～12月分：1月20日までに納付、1～6月分は7月10日までに納付）ため、管理が煩雑となることから実務上利用されている事業所は少ないのが実情です。 （文章担当：笠原）

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、次月のなごみ便りに掲載いたしますので是非挑戦してみてください！

Q. からの檻に何頭のライオンを入れることができるでしょうか。

先月のQ. : 次の数字は何を表しているでしょうか？ $0 > 2 > 5 > 0$

先月の答え：じゃんけん（それぞれの指の数を示しています。グーが0本、チョキが2本、パーが5本）